

# 「遊戯」考——下——

——自由遊びについて——



坂元彦太郎

〈1〉

わが国で、公式の文書に「自由遊び」に当たることばが使いはじめられたのが、明治三十二年の「幼稚園保育及設備規定」である。その第六条に

幼児保育の項目は遊嬉、唱歌、談話及手技トシ左ノ事項ニ依ルベシ

一、遊嬉 遊嬉ハ随意遊嬉、共同遊嬉ノ二トシ、随意遊嬉ハ幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ、共同遊嬉ハ歌曲ニ合ヘル諸種ノ運動等ヲナサシメ心情ヲ快活ニシテ身体ヲ健全ナラシム  
(二以下省略)

これは、ほとんどそのまま、明治三十三年改正の小学校令施

行規則に引きつがれているのである。わが国では勅令でもって教育のことをきめることが確立して以来、この年の小学校令の改正に当たって、はじめて、その施行規則にさまざまな規定が幼稚園について設けられたのであるが、その中にこのように保育項目があげられたのである。

すなわち、遊戯には二種類あつて「随意遊嬉」は、「幼児ヲシテ各自ニ運動セシメ……心情ヲ快活ニシテ身体ヲ健全ナラシム」るものであるとしているのである。

しかし、明治四十四年の小学校令改正のときには、いわゆる保育項目の四つをあげるだけにとどめて、「左ノ事項」以下の文章を削ってしまった。また、大正十五年の幼稚園令では、保育項目に観察を加えただけであつた。しかし、遊戯とい

う項目がいちばんはじめにあげられていたのには、変わりはない。  
い。

いまひとつ、国が示した文書の中で、「自由遊び」のことをあげているのが、昭和二十三年の保育要領である。「これを参考として、各幼稚園でその実情に即して教育を計画し実施していく手びきとなる」ものであって、その「六、幼児の保育内容―楽しい幼児の経験」の4に、「自由遊び」という項が設けられている。

「子供たちの自発的な意志にもとづいて、自由にいろいろな遊具や、おもちゃを使って生き生きと選ばれる遊びが自由遊びである。

そこでは活ばつな遊びのうちに自然にいろいろの経験が積まれ、話し合いによって観察も深められ、くふうや創造が営まれる。また自分の意志によって好きな遊びを選択し、自分で責任を持って行動することを学ぶ。子供どうしの自由な話し合いからは、友愛と協力が生まれる」

その外、「五、幼児の一日の生活」のうちの「幼稚園の一日」という項の中にも、しばしば顔を出している。

この、明治三十三年の施行規則の規定と、戦後の保育要領の記述とが、自由遊びないしは随意遊戯についての公けのきまり

の二つの頂点であって、この小論においては、前者より後者にいたるまでの経緯を明らかにしてみようとしているのである。

現行の幼稚園教育要領には、自由遊びとか、一斉指導とかいうことばは見られなくなっている。しかし、幼児が自分で選ぶ活動などという表現で、そのような精神が受けつがれているのはいうまでもない。幼児の活動そのものの性格や、さまざまな条件によって、自由に個別的に、小グループで営むこともあるし、教師の一斉の指導にはいることもあるのだ、という考えがもたなくなって、特別に自由遊びという遊びの種類があるわけでも、この遊びとこの遊びとだけで自由遊びが行なわれるという限定もしないのである。幼児の自由な遊びを尊重するという考えで一貫しているのである。

## 〈2〉

明治三十三年の小学校令施行規則にこのような規定が現われる前後はどういう事態であつたであろうか。一般的にいって、こういう規定がされるには、そうあるだけのことができているからであり、またこれがスタートとなつてその方向への歩みがつづけられるものである。しかし、いまま少し、実際の資料によつて、「自由遊び」の系譜をたどつてみよう。

関信三訳「幼稚園記」（明治九年）や、東京女子師範学校附属幼稚園の最初の保育課目には、はっきりしたことは出ていない。しかし同附属の明治十四年の保育課目の改正に当たって、「保育の要旨」が述べられているが、その中に次のような文がある。

「……幼児ノ室外ニ出テ随意ニ遊嬉スルトキハ己ノ意ヲ逞ウシ稟性ノ倫倚セル所ヲ現ス者ナレバ此際最注意ヲ加ヘテ各児ノ性質ヲ視察匡正スベシ。……幼児ノ成育ノタメニハ室外ノ遊ヲ最緊要ナリトス……」

そして、保育課目の一番最後に「遊戯」があげられ、「遊戯ハ幼児ニ適スルモノヲ選テコレヲナサシメ以テ身体ヲ健カニシ精神ヲ爽カナラシメンコトヲ要ス」とされた。「遊戯」の時間は一日に必ず一回はあって、主として戸外の遊びが重んじられていたようである。そのありさまは、武村耕靄女史が、女子高等師範学校附属幼稚園の実景を描いた掛軸（明治二十三年日本美術協会秋季展覧会に入選、現在お茶の水女子大学所蔵）でうかがうことができる。談話（修身）、恩物、唱歌とならんで幼児が屋外でさまざまな遊びをしているところが描かれている。

ここに、明治二十四年三月に定められた、「女子高等師範学校附属幼稚園規則」がのっている同園一覽のパンフレットがあ

る。その規則の第二条は次のようである。

附属幼稚園ノ保育課目は、説話、行儀、手技、唱歌、遊嬉トス

この一覽は、明治二十六年末に作られたもので、二十五年にはじまった分室についての記録をものせている。

その「保育の旨趣」を述べている末段に次のような文があり、そして、各組保育時間配当表がのせてある。

「以上ノ旨趣ニ因リ日々保育時数ノ大半ヲ以テ戸外遊嬉ニ充テ幼児ヲシテ庭園ニ於テ自由ニ運動セシメ或ハ規則正シキ遊嬉

毎週保育時間配当表

計	時分				
	一ノ組	二ノ組	三ノ組	四ノ組	五ノ組
説話	四〇	四〇	三〇	一〇	二〇
手技	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇
唱歌	二〇	二〇	一五	一五	一五
戸内遊嬉	二〇	二〇	一四	一四	一四
戸外遊嬉	二、四〇	一、三〇	一、五〇	一、六、四〇	一、六、四〇
集会	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
食事	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇	一、四〇
計	三、五〇	三、五〇	三、三〇	三、五〇	三、三〇

ヲ課シ又常ニ衛生上ニ留意シ以テ身体ノ發育ヲ謀リ何ノ時間ノ  
処ニ於テモ保姆ハ終始幼児ヲ觀察シテ各自ノ性質ヲ弁知シ其長  
ヲ伸ハシ短ヲ補ヒ……」

さらに、「保育課細目」として、各課目について説明を加え  
ているが、遊嬉については次のように述べている。

「遊戯ハ之ヲ戸外戸内ノ二様ニ分チ尚ホ二様何レモ幼児ノ隨  
意ト保姆ノ指揮ニ由ルモノトノ二種トス戸外ニテ一同ニ遊バシ  
ムルトキハ競争旗取鬼遊球技等ヲナサシメ戸内ニテハ遊嬉ノ難  
易ニ応ジテ凡ソ所定ノ順序ニ從ヒテ之ヲ授ケ樂器ヲ用キテ之ヲ  
行フ何レモ時間ハ一定セス唯室内遊嬉ハ殆ト毎日一回之ヲ課シ  
一回ノ時間ヲ凡ソ三十分トス」

また、附録にある「分室」の報告の中で、保育細目として遊  
嬉について次のように述べてある。

「規律アルモノト然ラサルモノトノ二種ヲ課ス規律アルモノ  
ハ唱歌ニ從ヒテ運動シ或ハ其方法一定セルモノニシテ規律ナキ  
モノハ即チ自由遊ニシテ多クハ戸外ニ於テス」

以上は、お茶の水の附属幼稚園に関するものではあったが、  
その頃はこの幼稚園からの影響がひじょうによかったし、残  
っている資料によっても、大体これに似た状況が多くの幼稚園  
にあった、といえるであろう。これが大体、明治二十年代から

三十年代のはじめの実情であつて、すでに「自由遊」というこ  
とばさえ使われていたようである。ただ、保育時間の半分以上  
も、随意の戸外遊戯に当てているほどのところは、少数であつ  
たかも知れない。

### 〈3〉

このような動向にあつた幼児教育の実情をもととして、明治  
三十二年、三十三年の規定ができあがつたものであることはま  
ちがいのないところであろう。すでに、随意の遊戯ということ  
ばが使われだして、それを尊重することがたいせつである  
という考え方が、そのまま、この規定に現われたもので、遊戯  
をいちばん先にあげることなども、このときからはじまつたと  
いつてもいい。

これから以後しばらくの間、ほとんど全国的に、これに則つ  
たそれぞれの幼稚園に於ける保育の要項が定められ、各項目に  
ついての時間配当や、それぞれの園の日課表までが定められる  
のが普通であつた。

ここに、当時の女子高等師範学校附属幼稚園保育要項（明治  
三十四年制定）から、関係の部分を用ひてみよう。第一組  
織、第二保育の方針、第三保育の方法を述べてきて、その中

に、

保育ノ方法トシテ当園ニ採用スル事項ヲ遊戯唱歌談話手技トシ各事項ニ配当スル一日中時間ノ割合ハ左ノ如シ

一遊嬉 凡そ三時間

一唱歌談話手技 凡そ一時間

第四保育事項の冒頭に遊戯のことが述べてある。

遊戯ヲ利用シテ教育スルハ幼稚園ノ本旨ナルヲ以テ遊嬉ハ保育事項中最モ重要ナル項目ニシテ身体ノ健全ナル発達ヲ助長シ且ツ其心情ヲ快豁ナラシメ共同和樂ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス

遊嬉ハ随意遊嬉及共同遊嬉ノ二ニ區別ス

随意遊嬉ハ危険害悪等ヲ誘致スル恐アルモノヲ除ク外ナルベク幼児ヲシテ任意ニ遊樂セシムルモノニシテ主トシテ自然ノ良性ヲ発達セシム

随意遊嬉ヲナサシムルニ当リテハ専ラ左ノ事項ニ注意スルモノトス

1 遊嬉ノ種類ニ注意シテ幼児ノ身体ヲ損シ品性ヲ害スルガ如キモノヲ避ケシムルコト

2 成ルベク幼児ヲ指導シテ任意活発ニ遊樂セシムルコト

3 他人ヲ妨害凌駕シ物件ヲ破壊汚損スル等ノ行為ナカラシ

メ且ツ自己ノ使用セシ物品ハナルベク自ラ処理スル習慣ヲ得シムルコト

このようにして、一般にもこうした方針を体してさまざまな實際が展開されたのであるが、ここにそれに対する学者の意見をみてみよう。

明治三十五年九月号の「婦人と子供」(「幼児の教育」の前身)において、女子高等師範教授であつた東基吉は、「現今の幼稚園保育法について」次のように論じている。

「……随意遊戯とは幼児をして各自随意的に、自然的に、或は保育室に於て、或は運動場に於て、思い思いに悠々遊樂せしむるものをいふ」共同遊戯は、ともすると自発的な表出に欠けたるものになりやすいことを更に述べ、「是に於て此時代における幼児遊戯の真正の価値は、寧ろ反つて彼等の随意遊戯に於て多く存するを見るなり」しかし、この場合「幼児の遊戯上必要な凡ての自然的需要を以て具備せられたる園地の設あることを豫量せざるべからず。此如き園地は幼稚園に於て、最も欠くべからざる要素にして、風琴の如き、洋琴の如き、机腰掛の如き黒板の如き、要は即要なりといふを得べけんも、到底欠くべからざる要素にはあらず。広潤なる遊戯場の一方には、自

然の樹木鬱そうとして、夏は則天の炎熱を覆ひて緑陰深き辺、清流のそうそうとして掬すべきあり、春は即ち四辺の草花は自然の錦を織りなせるあり……一言すれば凡そ出来うべき丈の自然地理的現象の具備せられたる、此の如き遊戯場こそ必要欠くべからざる要素なれ。……自然の恩物は限りなく彼等に供せられ意のままに此処に弄ぶことを許さる、此の如くにしてこそ、彼等は真に自然の子として恩恵に浴するを得べく、此の如き境界に於ける所謂随意遊戯の価値はまた何人も否むこと能はざるべし。

此の如き見解を以て現今幼稚園の多数を見んか、殆んど猫の額もただならざる空地に無数の幼児を逐ひ込み、或は全く空地を有せずして形ばかりの教場用具を備へ、……幽暗不潔の一室に彼等を幽閉し、放縦、喧噪、乱暴狼藉は之れ一任し、而して敢て随意遊戯の時間なりといふ。滑稽の度を過ぎて吾は寧ろ幼児の為に哭せんと欲す」

その当時、女高師助教授であつたところの和田実は、「婦人と子ども」明治四十四年二月号の「保育法改良上の要点」で、次のように指摘している。

「……東京の中央に於ける様な設備の不完全なる所では其随意遊戯中に行ふ所の遊戯としては唯僅に二、三種に止まるもの

が多い。吾人の認むる所では幼児の遊戯の種類は少くも十種を降らざる可きである。

……そこで我輩の改良案としては保姆が凡ての幼児を同時に、一斉に同一の遊戯を以て遊ばしむる一斉保育と、幼児各個の自由に任せて三々五々其好む所に趣かしむる各個保育即ち随意遊戯の時との何れを問わず、ともに我輩の所謂十種の遊戯を行い得る設備を整ふるを以て幼稚園当然の施設とする様にしたのである。豆細工や折り紙は保育室に於て机腰掛に依りたる時のみに行わないでも子供の自由に遊んで居る時に好むものにして決して悪いことはないと思う。否、吾人は斯くするのが最も自然的で教育的である様に思ふのである。子供がしたいと思ふ其時をはづさずに粘土細工でも唱歌でも鬼ごっこでもしてやるが善からうと思う。斯くするときは一斉保育の際に行ふ可きすべての遊戯は同様に随意遊戯に於て凡て之を繰返すことが出来る。若し是が十分に出来るならば全然一斉保育を廃しても決して差支えないと思ふ。

元来一斉保育は小学校の教授を模倣したもので、衆児を同時に同一の事に従はしむる為に保姆の手数と労力を省き得ると云ふことを便利として発達したもので、もともと人為の事であるから幼児各個の行動を制限し多少の無理を行って居ることは実

際止むを得ぬ次第である。

故に完全なる幼児教育といふ点から見れば決して貴ぶべき筋のものではない。吾人は若し各人の主張する如く其随意遊戯を生きたる保育場とするものがあるならば、今日に於て一斉保育を全廢しても決して差支えないと思ふのである……」

当時女高師附属幼稚園主事であった、中村五六は、その著「保育法」（明治三十九年）では、こう述べている。

「遊戯には広狭二様の意義あり。幼稚園教育の方法は凡て遊嬉なれども、茲に挙ぐるは狹義にて談話唱歌手技以外のものなり。……」として、遊戯の意義や、効果や形式から見た種類について述べていて、「遊嬉を授くるに当りて注意すべきは幼児随意の遊嬉にありては幼児の身体諸他の器物を損害せざる限りは幼児を活発ならしめんことを期し随意に遊ばしむべし。但し他を妨害する如きは之を止め又己れの使用せる器物は自ら之を始末せしむべし」といったことを書いている。

#### 〈4〉

しかし、前にも述べた通り、明治四十四年の小学校令の改正の際には、四つの保育項目だけをあげて、「左ノ事項」以下の説明を省いてしまったのである。この改正に当たって文部省は

次のように説明している。

「……幼稚園ニオケル保育事項等ヲ小学校ニ於ケル教則其ノ他ノ如ク劃一ニ規定スルハ却テ保育ノ進歩發達ヲ促ス所ニアラザルノミナラズ往々ニシテ保育ノ本旨ヲ誤ルノ虞ナキヲ保セズ、又従来ノ如ク保育時數ヲ制限スルノハ實際上不便ナルヲ以テ適宜之ヲ伸縮スルヲ得シムルノ要アリ……」

したがって、随意遊戯、共同遊戯の別などの項も、他の項目の説明とともに省かれてしまったのであるが、同時に、保育時數の制限などの項目も省かれてしまったのである。要は、こうしたことはなるべく国で定めることはせず、もつと学問的に經驗的に研究を重ねたり、実情に合ったりするようなことができるようにしたのである。

しかしながら、随意遊戯と共同遊戯の区別に関しては、それがまちがっていたから取消しになったというわけではなく、事實上、多くの人はこの文句がそのまま施行規則にあるかのごとくふるまったようである。そして、大正十五年の幼稚園令のときもこの点はつづいたのであるが、やはりこうしたことがつづいていたといっている。

ただし、大正になると、随意遊戯の代わりに自由遊戯ということが使われるようになったのであるが、いっどこでそ

いはじめたかは私にはわからない。また、昭和になると主として自由遊びということばが使われるようになるが、自由遊戯と文章に書いたり形式ばってという人も、口では自由遊びといっていたのではないかと思われる。

「幼稚園の理論及実際」(大正十三年刊)で森川正雄(当時、奈良女高師教授附属幼稚園主事)は、遊戯一般について理論的な説明を行なったのち、「遊戯に関する注意」の第一番に、次のように書いている。

「自由遊戯の場合には専ら幼児の自己活動、自己選択を重んじ快活自由に遊ばせるがよい。尤も、危険は嚴重に予防せねばならぬが、なるべく干渉を加えないがよい。

幼児各個の身体各部分の發育の状況、又家庭に於ける生活の相違、通園距離の遠近というようなことから、幼児の時々の運動の要求に相違があり、疲労の状況にも差違があるから、かかる場合に、幼児の自由に任ずれば夫々の自然的必要に応じた最も適当な運動をすることが出来る」

大正十五年に幼稚園令が發布せられ、保育項目は、遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等とされたのである。そして、明治四十四年の改正と同じく、それについての細目は全く付けられていなかったのであるが、やはり、遊戯を自由遊戯と共同遊戯とに

分けて考える習慣はつづいていた。

その一例として、木下一雄の文をあげよう。当時、東京府女子師範学校附属幼稚園主事であった木下一雄著「實際的保育学」(昭和五年)には、「幼稚園の遊戯は普通自由遊戯と共同遊戯とに分つ、自由遊戯は保母監督の下に各自自由に活動せしめるものであって、個性の發揮、長所の助成をなすに便なるので、指導によっては絶大の価値を存するものである……」

そして、一週間における配当時間数の一例として次のような場合をあげている。

不定	3	6	3	6	15	不定	不定
観	察	歌	戯	談	遊	自	自
唱	歌	戯	戯	談	遊	保	保
遊	戲	話	話	手	自	園	外
談	話	技	技	自	由	保	育
手	遊	遊	遊	保	育	園	外
自	由	健	健	園	外	保	育
保	育	園	外	保	育	園	外

自由遊びの例として  
砂場遊び  
ブランコ滑  
台其他遊具遊び  
園芸  
散策

このような自由遊びを重視する人たちとならんでさまざまな理由から、一斉的な指導を保育の中心と考える人たちが少なくなかったことはいうまでもない。自由遊びを強調した人たちの先頭にあった、倉橋惣三は、当時主事であった東京女子高等師範学校附属幼稚園の「系統的保育案の実際」(昭和十年)の中で、次のように書いている。



「幼児の生活は、先ず、その自由遊びに於て活躍する。幼稚園保育の基底を自由遊びに置くのはこのためである。自由遊びは、保育の中休みたるものでないのは素より、また、保育の一部分たるに止まるものでもない。どこまでも保育の基底である。従つて自由遊びを十分に發揮せしめ、その豊富にして且つ発瀾たる遊戯態度の上に、一切の保育の計画が築かれるのである。」（倉橋惣三選集第四卷）

さらに、倉橋は翌昭和十一年夏の日本幼稚園協会主催の講習会の講演の中で次のように述べている。

「……自由遊戯という事で保育案を立てようとはしませんけれども、自由遊戯というものが保育案の重要な一部、殊に基礎的部分に取り入れられることはこれは認めなくてはならないと思つてあります。この点について、一般の保育案におきましては、保育案といえば自由遊戯というものは外に出されてゐる。……われわれは自由遊戯一点張りで行こうとはしません、保育案の中に是非これを入れなくてはならないということが一つの主張であります。即ち新しく考慮せらるべき保育案では保育案と自由遊戯というものが別個のものでないようにする建前が是非採用せらるべきものと思つてあります。

……自由といつたつて子供が幼稚園の中ですます自由遊戯と

いうものは、およそ大体は定まっているものじゃないか。そうしたらそれを十分に先生が心得ておくことは出来ることです。……もし保育案全体が用意といったような意味であるとするならば、子供の自由遊びに対しておよそ見当をつけておくということも、これも用意という意味において保育案の性質を帯びてくるものではないかと思つてあります……」（倉橋惣三選集第四卷）

このようなことが唱えられているうちに、昭和十五年ごろからは軍国的な色彩がつよくなつてきた。倉橋もまたそうした理論的変貌を余儀なくせられたが、園の実際においては、基本的な変更はなかつたといつていい。そのうちに、戦争は激化し、遂に終戦を迎えたのであるが、新しい幼稚園教育の基本としてたてられた保育要領に、いままで述べてきたような系譜の流れが、そのまま結実した、といつてもいいのではなからうか。保育要領の行き方は、戦後新たに取り入れられたものではなくて、こうした長い歴史をもつた系図を受けた、本来の血統の開花であることを見逃してはならないであらう。そして、再び、この頂点がもとなつて、幼稚園教育要領も生まれてるのであるが、この関係については、また別の機会を待つて私見を述べることにしたい。